

久米南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

久米南町長 片山 篤

久米南町条例第 1 7 号

久米南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久米南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 23 年久米南町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。